

広島県告示第五百五十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定によって、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県西部建設事務所において、令和元年九月十二日までの間、縦覧に供する。

令和元年八月二十九日

広島県知事 湯 崎 英 彦

路線名	供用を開始する区間	供用を開始する日
県道矢野海田線	安芸郡海田町西明神町七番一地从先から 安芸郡海田町西明神町四番地先まで	令和元年八月二十九日